

不用物品売払公告

次のとおり不用物品を一般競争入札により売払いするので公告します。

令和8年9月15日

分任契約担当官

三陸中部森林管理署長 岩間 由文

1 競争に付する事項

(1) 物件名

入札番号 第1号 乗用自動車（ダイハツ ビーゴ）

詳細は、物件明細書による。

(2) 物件の保管場所

入札番号第1号

岩手県大船渡市盛町字津野沢7-5 三陸中部森林管理署敷地内

2 入札参加資格者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 本公告に記載された資格を有していると認められる以下のいずれかの証明書類を提出できる者であること。

(ア) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）資格の種類：「物品の買受け」営業品目：「その他」の参加資格を有している者は、「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し

(イ) (ア)以外の者で、法人で買受けを申し込む者は、法人の「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」

(4) 下記3(1)の場所において入札心得等の交付を受け、上記2(3)の証明書類を令和8年10月2日（金）午後5時（必着）までに下記3(1)に提出すること。

ただし、三陸中部森林管理署ホームページからのダウンロードによる場合は、別紙「東北森林管理局競争契約入札心得等交付確認書」に必要事項を記載のうえ、上記2(3)の証明書類と併せて令和8年10月2日（金）午後5時（必着）までに、メールの場合は下記3(1)のメールアドレス宛てにPDFファイル形式により送信することとし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は下記3(1)の住所宛てに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札心得等を交付する場所並びに問い合わせ先

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7-5

三陸中部森林管理署 総務グループ 経理担当

電話 0192-26-2161 メールアドレス t_sanrikucyubu@maff.go.jp

または、三陸中部森林管理署ホームページからのダウンロード

(2) 入札心得等の交付期限

上記3の(1)の場所にて公告の日から令和8年10月2日(金)(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで交付する。

(3) 入札書の受付期限

令和8年10月5日(月)午後1時15分から午後1時30分まで

(郵便による入札は認めません。)

(4) 開札の場所及び日時

三陸中部森林管理署 会議室

令和8年10月5日(月) 午後1時30分

(5) 入札書に記載する金額及び契約金額

入札書は所定の様式を使用してください。

契約金額は、入札書へ記載された金額に消費税等相当額を加えた金額とし、自賠責保険未経過期間相当額及び自動車重量税未経過期間相当額(未経過期間がある場合に限る。以下同じ。)並びに自動車リサイクル料金は、別途、契約者が当方の指定する方法により支払うものとします。

したがって、入札書には消費税等相当額及び自賠責保険未経過期間相当額及び自動車重量税未経過期間相当額並びに自動車リサイクル料金に係る金額は含めず、自動車本体価格の見積額を記載して下さい。

なお、いずれの物件も現状のままでの引渡しとなり、保証は一切ないのでその条件で見積もってください。

4 その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

入札者は、入札前に、入札保証金として入札金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む額）の 100 分の 5 以上（円位未満切り上げ）に相当する金額を、歳入歳出外現金出納官吏に下記 4（イ）の受付場所及び時間に現金により納付してください。また、入札者（非課税法人及び個人で非営業の場合は除く。）は、5 万円以上の入札保証金の返還受取りに際し、受領書に印紙税法に基づく収入印紙（200 円）の添付が必要になります。

この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。なお、落札者の入札保証金は、契約時に契約保証金に充当するものとします。

（イ）入札保証金の受付場所及び時間

三陸中部森林管理署 会議室

令和 8 年 1 0 月 5 日（月） 午後 1 時 0 0 分から午後 1 時 1 5 分まで

（ウ）入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日から起算して 7 日以内に契約締結をしないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属します。

（エ）契約保証金

落札者は契約締結時まで、契約保証金として自賠責保険未経過期間相当額及び自動車重量税未経過期間相当額並びに自動車リサイクル料金を除いた、車両本体代金（税込）に対する 100 分の 10 以上（円未満切り上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければなりません。

この契約保証金は、売買代金に充当されます。

（オ）契約保証金の国庫への帰属

落札者が契約の解除、その他契約に違背したときは、契約保証金は国庫に帰属します。

（カ）入札保証金及び契約保証金の免除

令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け（その他）」において「A、B、C、D」の等級に格付けされた「東北」地域の競争参加資格を有する者は入札保証金と契約保証金を免除します。

（3）入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

（4）契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、双方の記名押印をもって契約成立したものとする。

契約にあたっての条件等は、別紙契約書（案）のとおり。

代金は契約の日から起算して 20 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含み、納付期限が休日にあたる場合はその直前の平日とする。）に当方の指定する方法により納付すること。

(5) 本公告に係る東北森林管理局競争契約入札心得については、こちらからダウンロードして

ください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL：<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

をご覧ください。